⑤ 給与支払報告書（総括表）

市町村コード 252131

（あて先）滋賀県東近江市長　　令和　　年　　月　　日提出

給与支払者の所在地（住所）		（事業種目）	
給与支払者の名称（氏名）	様	受給者総人員	人
		東近江市への報告人数	
		市民税・県民税を【特別徴収】給与引き去りで納付	人
		【普通徴収】個人で納付（退職・乙欄等）	人
		合　計	人

年末調整について前職分を含んでいますか	**含んでいる ・ 含んでいない ・ 該当者なし** → 含んでいても、個人別明細書の摘要欄に前職の内容を記入できない場合は、右記にチェック☑してください。 ☐	**特別徴収納入書は必要ですか**	**必要 ・ 不要**

連絡先	所属 電話番号	**指定番号（東近江市）**
	氏名又は税理士名	

「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第２条第５項に規定する個人番号をいう。））又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入してください（**個人事業主の方は、本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は写しの提出が必要です。**）。

給与支払者の個人番号又は法人番号

（右詰めで記入してください）

平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています

滋賀県と県内市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底しています。

特別徴収制度は、次のとおりです。

■　個人住民税の特別徴収制度は、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。

■　地方税法及び条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

特別徴収のしくみは次のとおりです。

■　毎年５月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収（引き去り）し、翌月の10日までに納入していただきます。

■　従業員が常時10名未満の事業者は、申請により、通常12回の納期を２回とすることができます。

特別徴収のメリットは次のとおりです。

■　給与所得者（従業員）は・・・
毎月、給与から徴収（引き去り）されるため、納め忘れがありません。
納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
納期が普通徴収（納付書、口座振替による納付）の４回に比べ、特別徴収は12回であることから、１回当たりの負担が少なく済みます。

■　給与支払者（事業者）は・・・
市が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

Ⓕ ⑤ 個人市民税・県民税の普通徴収への切替理由書（仕切紙）

市町村コード 252131

東近江市長　あて

事業所名

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（**下記５項目以外の理由は不可**）	人　数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の５月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者	人
e	専従者給与を支給されている者（個人事業主のみ該当）	人
普通徴収合計人数		人

指定番号（東近江市）

◎切替理由書（仕切紙）がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

◎普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（a、b等）を記入してください。

ただし、乙欄該当者と退職者（予定者含む。）は、所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。
なお、記入がない場合、特別徴収での取扱いとなりますので、ご了承ください。

※　「人数」の欄には、普通徴収となる方の人数を記入してください。

※　普通徴収切替理由該当者について、紙又は光ディスク等で提出される場合は、個人別明細書の摘要欄に略号（a、b等）を記入するとともに、「普通徴収への切替理由書（仕切紙）」を添付してください。

※　普通徴収切替理由該当者について、eLTAX（エルタックス）で提出される場合は、個人別明細書の摘要欄に略号（a、b等）を記入してください。切替理由書の提出は不要です。

338322